大牟田市ブロック塀等撤去促進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、危険なブロック塀等の撤去を行う者に対し、その経費の一部を補助することにより、地震によるブロック塀等の倒壊による被害防止や避難経路の確保を目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - 一 ブロック塀等

補強コンクリートブロック造及び組積造(れんが造、石造、コンクリートブロック造等)の塀(フェンスその他これらに類するものとの混用の場合を含む。)をいう。

二 道路

通学路のほか市長が災害時の安全や通行を確保する必要があると認める一般交通の用に供する道をいう。

三 所有者等

ブロック塀等の所有者、相続関係者及び管理者をいう。

(申請者)

- 第3条 この要綱に基づく補助金(以下「補助金」という。)の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、ブロック塀等の撤去を行う所有者等及びこれらの者から委任を受けた者とし、次の各号全てに該当する者とする。
 - 一 同一敷地において、この要綱に基づく補助金の交付を過去に受けたことがないこと。
 - 二 暴力団等による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2 条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)の構成員(同条第6号に規 定する暴力団員(以下「暴力団員」という。))でない者。
 - 三 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しない者。

(補助の交付)

第4条 市長は、申請者に対し予算の範囲内において補助することができる。

(補助対象工事)

- 第5条 補助金の交付の対象となる工事(以下「補助対象工事」という。)は、道路に面した次のいずれかの要件を満たす、高さが1メートル以上のブロック塀等を全て又は一部撤去する工事をいう。
 - 一 診断カルテ (参考様式1) で40点未満のもの
 - 二 その他市長が災害時に安全上支障があると認めるもの
- 2 前項のうち一部撤去する工事は、次の要件全てを満たすものとする。
 - 一 ブロック塀の頂部を撤去して高さを下げるもの

- 二 事業完了後に診断カルテ (参考様式1) で70点以上となるもの
- 三 事業完了後に高さが1メートル以下となるもの
- 四 建築基準法(昭和25年法律第201号。)第42条に規定する道路内に存しないもの
- 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に該当するものにおいては補助の対象としない。
 - 本要綱以外の除却及び撤去に関わる補助金等の交付を受けた又は受ける予定の 敷地に存するもの
 - 二 七留め部分
 - 三 フェンスその他これらに類する部分
 - 四 補助を受ける目的で故意に破損させたと市長が認めたもの
 - 五 国、地方公共団体又は都市再生機構等の公的事業主体が所有又は管理するもの

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、1敷地あたり補助対象工事に要する経費(消費税及び地方消費税相当額を除く。)の2分の1(千円未満切り捨て)又は10万円のいずれか低い額とする。

(事前相談)

第7条 申請者は、次条の交付申請の前に、市長と事前相談を行うものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 申請者は、補助対象工事に着手する前に、補助金交付申請書(様式第1号)に 関係書類を添えて市長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

- 第9条 市長は、前条による交付申請を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めた場合は補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知する。
- 2 市長は、前項の審査の結果、補助金を交付することが不適当である場合は、補助金 不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知する。
- 3 市長は、第1項の規定による交付決定の通知において、必要があるときは補助金の 交付について条件を付すことができる。

(事業の着手)

第10条 補助対象工事の着手は、補助金交付決定後に行わなければならない。

(交付申請の取下げ)

第11条 申請者は、前条の規定による補助金交付決定の通知を受けたのち、事情により事業を中止し、又は廃止する場合においては、速やかに補助金交付申請取下届(様

式第4号)により市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による補助金交付申請取下届の提出があったときは、市長は、当該補助 金の交付の決定を取り消すものとする。

(交付申請の内容の変更)

- 第12条 申請者は、第9条の規定による交付決定の通知を受けたのち、事情により交付申請の内容を変更するときは、速やかに補助金交付変更申請書(様式第5号)に関係書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、施工業者の変更がなく、市長が補助金交付額に変更がないことを確認した場合は、この限りでない。
- 2 市長は、前項による変更申請を受けたときは、その内容を精査し、必要に応じて現 地調査を行い、適当と認めた場合は補助金の交付を変更決定し、補助金交付変更決定 通知書(様式第6号)により、申請者に通知する。
- 3 市長は、前項の規定による交付変更決定の通知において、必要があるときは補助金の交付について条件を付すことができる。

(実績報告)

第13条 申請者は、補助対象工事が完了したときは、補助対象工事完了の日から起算して30日以内又は事業実施年度の2月末日のいずれか早い日までに完了実績報告書(様式第7号)に関係書類を添えて市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第14条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その報告内容を審査し、 必要に応じて現地調査等を行い、報告に係る補助対象工事の成果が補助金の交付決定 の内容及びこれに付した条件に適合すると認めた場合は、交付すべき補助金の額を確 定し、補助金額確定通知書(様式第8号)により当該申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第15条 前条の規定による補助金の額の確定通知を受けた申請者は、補助金交付請求 書(様式第9号)を市長に提出するものとする。

(補助金の交付)

第16条 市長は、補助金交付請求書の提出があったときは、補助金を交付するものと する。

(交付決定の取消し)

- 第17条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の 交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - 一 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき
 - 二 第3条第二号又は第三号に該当することが判明したとき
 - 三 その他市長が不適当と認める事由が生じたとき
- 2 前項の規定は、第14条の補助金の額の確定通知を行った後においても同様とする。
- 3 市長は、第1項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消したときは、補助金交付

決定取消通知書(様式第10号)により申請者に対し通知しなければならない。

(補助金の返環)

第18条 市長は、前条により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、補助金返還命令書(様式第11号)により期限を定めてその返還を命じることができる。

(申請書等の様式)

第19条 この要綱の規定により市長に提出する申請書等の様式は、市長が別に定める。

(その他)

第20条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年6月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 3年4月1日から施行する。